

福祉政策

1	概要	2
	(1) 独立以前の福祉政策	2
	(2) 人民行動党による福祉政策	2
2	福祉行政を所管する組織	3
	(1) 社会・家族開発省	3
	(2) 法定機関（庁、審議会及び協議会）	5
	(3) 人民協会	5
	(4) 社会福祉機関	6
3	CPF制度	6
	(1) CPF制度の概要	6
	(2) CPF制度の補完制度	10
4	シンガポールの医療保障制度	11
	(1) 医療保障制度の概要	11
	(2) 各種医療保障制度	12
	(3) シンガポールの病院	12
	(4) パイオニア世代パッケージ	13
	(5) ムルデカ世代パッケージ	14
5	各種福祉政策	14
	(1) 高齢者	14
	(2) 少子化対策	16
	(3) 家庭関係	20
	(4) 青少年保護（児童虐待対策含む）	20
	(5) 低所得者・生活困窮者	21
	(6) 障害者	23
6	今後の課題	24

1 概要

シンガポールの福祉政策は、中央積立基金（Central Provident Fund:以下CPF）と呼ばれる強制貯蓄制度を軸とした“自助”を基本理念としている。加えて何らかの理由により自助が出来ず援助が必要な人たちは“家族互助”（Family support）や地域のサポートによる“地域互助”（Community support）により援助を受ける仕組みとなっている。自助や互助で救済できない場合には、政府による慈善団体等の支援を通じた“間接的援助”や、低所得者・生活困窮者保護制度（ComCare Schemes）による“直接的援助”が用意されている。

自助を基礎としているため、政府は医療費支出を含めた社会保障に係る支出を必要最小限にとどめている。以下、シンガポールのCPF制度と医療保障制度を中心に説明する。

（1）独立以前の福祉政策

シンガポールの近代史が始まる1819年（スタンフォード・ラッフルズ卿のシンガポール上陸）から第二次世界大戦が終了するまで、イギリス植民地政府による福祉活動に際立った動きは無く、ほとんどがボランティア団体の手で行われていた。

シンガポールにおける初めての近代的な福祉行政組織は、1946年6月にイギリス植民地政府が設立したシンガポール社会福祉局（Singapore Department of Social Welfare）である¹。同局は食料、社会事業、救済、青少年福祉、女性・少女の5部により構成された。また、社会福祉審議会（Social Welfare Council）が設置され、社会福祉局と各種団体の連絡調整や福祉行政に係る審議を行った。

1955年にはCPF制度が発足した。これは勤労者が定年退職または不慮の事故等で働けなくなった場合に、経済的な保障を行う目的で被雇用者と雇用者双方が給与の一定割合を積立てる一種の強制貯蓄制度で、以来、今日までシンガポールにおける福祉政策の中心的な役割を果たしている。

（2）人民行動党による福祉政策

1959年、英連邦自治州として初の選挙が行なわれ、総議席数51議席中43議席を占めた人民行動党（People's Action Party: PAP）が政権を獲得し²、現在に至るまで安定政権を維持している。同党は貧しい人々の生活や福祉の向上を公約の一つに掲げており、現在のシンガポールの福祉制度は、同党により作られたものと言える。

同党は1959年シンガポール社会福祉局を社会福祉省に改組し、その業務を拡充していくと同時に、女性や児童保護といった専門分野における助言委員会（Advisory Committee）を設立した。

政府の法定機関で特に重要な役割を果たしているのが、1960年に設立された人民協

¹ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-organisation/Pages/history-and-milestones.aspx>

² シンガポール首相府選挙局ウェブサイト https://www.eld.gov.sg/elections_past_parliamentary1959.html

会である。人民協会はコミュニティ活動を通じた結束力のある活動的で文化的な国づくりの推進を目的とした組織で、現在も地域活動の中心的役割を果たしている³。

1968年には、それまでボランティア団体により行われてきた障害者への支援活動をまとめる政府組織として、シンガポール社会福祉審議会（Singapore Council of Social Service: SCSS）が設立された。これにより、政府の福祉政策の手が初めて障害者まで届くことになった。その後、同審議会はその対象を高齢者や児童にも広げ、現在、組織変更により国家社会福祉審議会として活動している⁴。

2 福祉行政を所管する組織

（1）社会・家族開発省（Ministry of Social and Family Development: MSF）

社会・家族開発省は、その任務を「はつらつとした個人、強い家族、そして思いやりのある社会を育むこと」としている⁵。この任務を達成するため、住民がお互いを世話し合い、地域社会を育成するよう努力している。また、地域社会をより健全なものにするため、その構成単位である家庭が家族を育て、世話をする能力を高められる環境を提供する政策を行っている。

³ 人民協会ウェブサイト

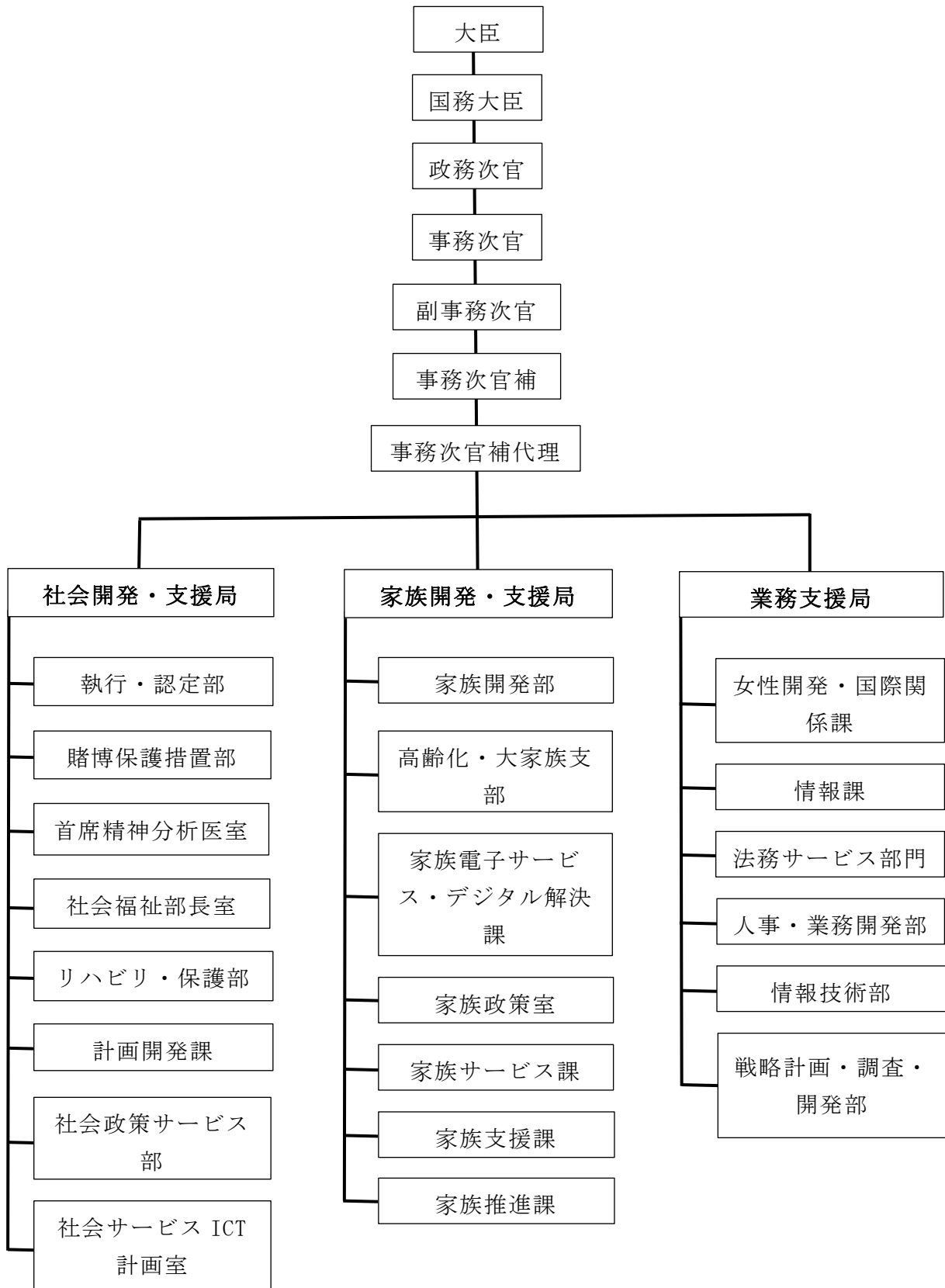
<https://www.pa.gov.sg/our-network/about-us/our-history#:~:text=On%201%20July%201960%2C%20the,formed%20Community%20Centre%20Management%20Committees.>

⁴ 国家社会福祉審議会ウェブサイト

<https://www.ncss.gov.sg/Who-We-Are/Our-Organisation>

⁵ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-organisation/Pages/mission-and-values.aspx>

図表 1 社会・家族開発省組織図



出典：社会・家族開発省ウェブサイト⁶

⁶ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our->

(2) 法定機関（庁、審議会及び協議会）

社会・家族開発省は次の庁、審議会及び協議会を所管する。

ア 国家社会福祉審議会（National Council of Social Service: NCSS）

社会・家族開発省が所管する福祉政策の多くが、社会福祉機関（公益目的で国民に福祉サービスを提供する非営利団体。後述）によって行われている中、国家社会福祉審議会はこれらの活動の調整機関としての役割を果たしている。

同審議会は「慈愛のある社会を確立すること、影響力のある団体となること、尊厳ある生活を樹立すること」という基本目標に基づき、社会福祉機関や民間企業、地域、政府と協力して、効率的かつ効果的な社会福祉政策を実行するとともに、将来にわたって必要となる社会福祉活動の奨励を行っている⁷。

イ 子ども開発庁（Early Childhood and Development Agency: ECDA）

子ども開発庁は、幼い子どもの成育制度を監視している。子どもたちの才能を伸ばすための施設やインフラ、人材を確保するマスタープランを持ち、低中所得層の家族でも質の高い小学校教育が受けられるよう補助している。公的教育機関を指導し、親たちに子どもの育て方について啓発普及を行っている⁸。

ウ 賭博問題国家協議会（National Council on Problem Gambling: NCPG）

賭博問題国家協議会は、個人や家族、社会が賭博から生じる問題が減少するよう解決に取り組んでおり、そのためのアドバイスを行っている。また、公的教育機関、公的相談機関、賭博場を運営している組織等への効果的な対策を実施している。また、カジノ管理法に基づいたカジノ規制、賭け事から生じる問題を調査し、解決を図っている⁹。

エ 人生のための家族協議会（Families for Life）

人生のための家族協議会は、2006年5月に国家家族協議会として設立された家族間で生じる問題、紛争等の相談機関である。この協議会は、①シンガポールにおける弾力性のある「家族」の形成の促進、②家族政策、家庭内教育、調査・サービスを政府が行う上での助言、③家族環境を整える上での公的機関やそれ以外の機関への支援・助言を行うことを目的としている¹⁰。

people/Pages/Organisation-Chart.aspx

⁷ 国家社会福祉審議会ウェブサイト <https://www.ncss.gov.sg/Who-We-Are/Our-ission>

⁸ 子ども開発庁ウェブサイト <https://www.ecda.gov.sg/pages/aboutus.aspx>

⁹ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-organisation/Statutory-Boards-and-Councils/Councils-under-MSF/Pages/Families-for-Life.aspx>

¹⁰ 人生のための家族協議会ウェブサイト <https://www.familiesforlife.sg/about-ffl/Pages/default.aspx>

(3) 人民協会 (People's Association: PA)

人民協会は、政府の政策を正確に住民に伝え、また住民からの要望を汲み上げるための草の根組織 (Grassroots Organization) を育成しようとする政府の試みの中で、その主導的役割を担う組織として、シンガポール独立前の1960年に設立された。

同協会は教育、社交、文化、スポーツ、レクリエーションやその他様々なコミュニティ活動を通じ、結束力のある活動的で文化的な国づくりの推進を目的とした組織で、地域レベルの活動の中心的役割を果たしている。

(4) 社会福祉機関 (Social Service Agencies: SSA)

これまで政府は福祉活動の主体的担い手を、政府よりも精通しているボランティア団体に委ねていたが、団体に働いている人の多くが現在はボランティアではなくなってきたことから2019年に呼称が変更された¹¹。

社会福祉機関は公益目的で国民に福祉サービスを提供する非営利団体であり、多くの場合、慈善団体として登録されている。社会・家族開発省は社会福祉機関に対して補助金を拠出している。

3 CPF制度

(1) CPF制度の概要

ア 制度の成り立ち

1953年12月、中央積立基金令 (Central Provident Fund Ordinance) が制定され、1955年7月1日にCPF制度が発足した¹²。この制度は、全てのシンガポール国民及び永住権取得者を対象とする強制貯蓄制度で、日本の社会保険で採用されている「賦課方式 (必要な財源を、その時々々の保険料収入から用意する方式)」ではなく、「完全積立方式 (将来自分が年金を受給するときに必要となる財源を、現役時代の間に積み立てておく方式)」を採用しており、拠出金は政府が定める一定の拠出率に従って拠出され、被雇用者自身のCPF口座に貯まっていくものである。

定年後の経済的な保障のほか、住宅・医療・大学ローンの支払いなどにも利用が可能であり、CPF制度は総合的な社会保障制度となっている。

図表2 CPF加入者数と基金総額の推移

年	加入者数 (千人)	基金総額 (S\$百万)
1955	180	9.0
1995	2,684	66,035.4

¹¹ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/policies/Social-Service-Agencies/Pages/default.aspx>

¹² 国立図書館庁ウェブサイト <https://eresources.nlb.gov.sg/history/events/c2330166-bd07-4266-a073-11e8d8efa4e8#:~:text=Introduced%20in%201953%20before%20coming,salary%20to%20the%20provident%20fund.>

2015	3,686	299,522.4
2016	3,761	328,895.3
2017	3,835	359,514.6
2018	3,908	391,117.5
2019	3,982	425,110.2

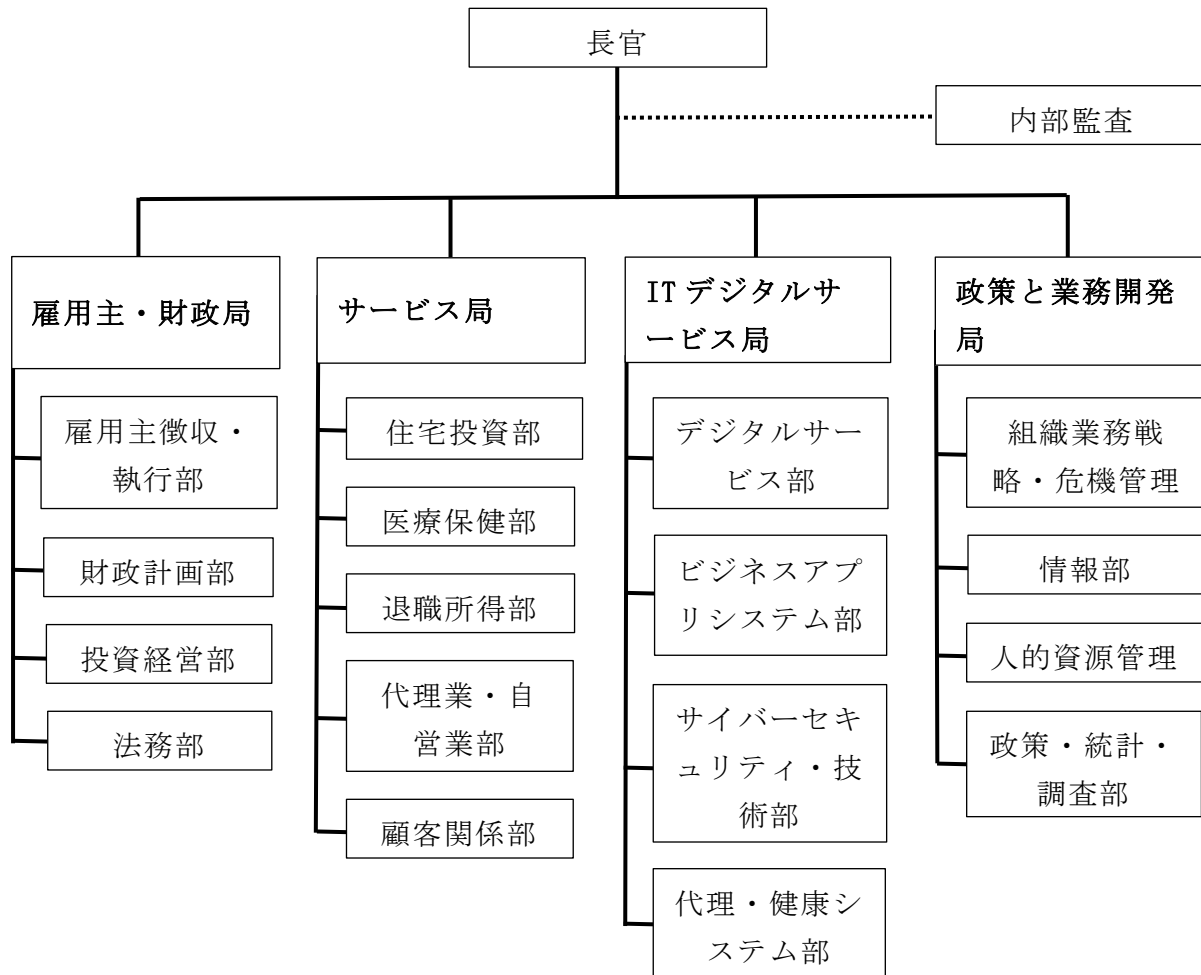
出典：2019年中央積立基金庁年次報告¹³

イ CPFの仕組みと拠出率

(ア) 所管組織

CPFを所管する中央積立基金庁は、人的資源省（Ministry of Manpower: MOM）の法定機関で、大統領に任命された議長、副議長及び13人の委員から成る委員会が構成され、その下に実際の運営を行う事務局を持つ¹⁴。

図表3 中央積立基金庁組織図



¹³ <https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/annual-report>

¹⁴ 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/board-members>

(イ) 対象者

CPFは全てのシンガポール国民及び永住権取得者で、国内で働く者が対象である。また、国民が外国船籍の船舶等に勤務する場合も対象となる。現在、これらの者のうち月収S\$500を超える被雇用者、月収S\$50を超える被雇用者を抱える雇用者¹⁶、及び年収S\$6,000を超える自営業者¹⁷にCPFの拠出義務がある。

(ウ) 拠出率 (Contribution and Allocation Rates)

制度発足当時は、雇用者と被雇用者がそれぞれ給与の5%ずつ、計10%を拠出するものであったが、拠出率は不況時に雇用者の負担を減らすため、雇用者拠出率を大幅に削減するなど、これまで社会情勢の変動に応じ、何度も見直されてきた¹⁸。

2016年1月からは、一般企業に勤める55歳以下の労働者の場合、雇用主が17%、被雇用者が20%と定められている。年齢や収入によって拠出率は異なり、高齢者の継続雇用を容易にするための措置として、56歳以上では拠出率が引き下げられている¹⁹。なお、56歳以上の拠出率は、定年の引き上げに伴い2021年以降10年程度かけて引き上げられる見込みである²⁰。

図表4 CPF年齢別拠出率

年齢	拠出率			積立配分率		
	雇用主	被雇用者	計	普通口座	特別口座	メディセイブ
35歳以下	17%	20%	37%	0.6217	0.1621	0.2162
36歳以上45歳以下				0.5677	0.1891	0.2432
46歳以上50歳以下				0.5136	0.2162	0.2702
51歳以上55歳以下				0.4055	0.3108	0.2837
56歳以上60歳以下	13%	13%	26%	0.4616	0.1346	0.4038
60歳以上65歳以下	9%	7.5%	16.5%	0.2122	0.1515	0.6363
66歳以上	7.5%	5%	12.5%	0.08	0.08	0.84

出典：中央積立基金庁ウェブサイト²¹（※赤枠内は退職口座へ積み立てられる）

¹⁵ <https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/organisation-chart>

¹⁶ 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/other-matters/cpf-contribution-for-employees>

¹⁷ 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/self-employed-scheme/self-employed-matters>

¹⁸ シンガポール政府データベースウェブサイト https://data.gov.sg/dataset/contribution-rates-allocation-rates-and-applicable-wage-ceiling?resource_id=65db3d22-9b16-43a3-8d4b-a2133043a78b

¹⁹ 中央積立基金庁ウェブサイト

<https://www.cpf.gov.sg/employers/employerguides/employer-guides/paying-cpf-contributions/cpf-contribution-and-allocation-rates>

²⁰ 首相府ウェブサイト <https://www.pmo.gov.sg/Newsroom/National-Day-Rally-2019>

²¹ 中央積立基金庁ウェブサイト

公務員もCPFに加入する義務があるが、退職年金（一定の条件を満たした者が任意で加入できる）の支給対象であるか否かで拠出率は異なり、対象である場合、拠出率は軽減されている。自営業者については、後述する医療費の支払いに利用されるメディセイブ分を拠出する義務がある。

(エ) 利率

積立金には、普通口座には最低年利2.5%以上、特別口座及びメディセイブには4.0%以上の利子をつけることが法律で定められている²²。なお、この積立金及び利子収入は積立段階、保有段階、支出段階のいずれにおいても非課税である。

ウ CPF口座の内訳

積立てられた拠出金は、加入者が55歳になれば、万一の場合に備え保留しなければならない金額を残して引き出すことが出来る。また、55歳以前でも、特定の利用目的に限っては引き出すことが許されており、利用目的にしたがって、拠出金は以下の四種類の口座に分けて積み立てられている。引き出し目的の多くは住宅購入であるが、株式の購入等の投資目的でも、政府の認可した対象であれば引出し可能となっている。なお、いずれも口座に残高を残して亡くなった場合は、家族が遺産として相続できる。

(ア) 普通口座 (Ordinary)

積立金のうち、例えば35歳以下の場合、その62.17%は普通口座に積立てられる。これは、住宅購入、政府が認可した対象への投資、保険、教育費及び両親のCPF口座に上乗せするために引き出すことが出来る。ただし、住宅購入や投資のために普通口座から支払った金額は、売却した時点で普通口座に戻す必要がある。

(イ) メディセイブ (Medisave (医療補助口座))

1984年に導入された医療費支払いのための強制貯蓄口座で、最低貯蓄枠の規定は撤廃されたが、医療基本枠 (The Basic Healthcare Sum) として65歳までにS\$63,000 (約504万円) の積立てが推奨されている²³。35歳以下の場合、積立金のうち16.21%はメディセイブに積立てられる。メディセイブは、入院費や特定の外

https://www.cpf.gov.sg/Assets/employers/Documents/Table%2011_Pte%20and%20Npen_CPF%20Allocation%20Rates%20Jan%202016.pdf

²² 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/cpf-interest-rates>

²³ 中央積立基金庁ウェブサイト

<https://www.cpf.gov.sg/members/FAQ/schemes/healthcare/medisave/FAQDetails?category=Healthcare&group=MediSave&ajfaqid=2189349&folderid=12917#:~:text=If%20you%20have%20not%20turned,your%20age%20is%2065.>

来診療費用に利用可能であるが、一般外来往診や一般外来処方箋には適用されない。

(ウ) 特別口座 (Special)

35歳以下の場合、積立金のうち21.62%は特別口座に積立てられる。定年後の収入減少に備えるための口座で、55歳までは引き出すことはできず、銀行の定期預金や国債等、安全かつ認可された商品のみ投資が可能だが、普通口座と同様、売却した時点で特別口座に戻す必要がある。

55歳に到達した時点で特別口座から資金を引き出すことが可能となるが、その際は、全額を引き出してその後の生活費が枯渇することを予防するため、CPF口座に退職後基本的な生活を維持するために必要と見なされる退職金貯蓄枠を残しておく必要がある。退職金貯蓄枠は毎年行う世帯支出調査を参考に変動するが、2021年現在の退職金貯蓄枠は後述のとおりS\$186,000 (約1,488万円) となっており、65歳からの年金給付に充てることが出来る。

(エ) 退職口座 (Retirement)

55歳時点で自動開設される年金給付に利用される口座。特別口座から、不足する場合は普通口座からも退職金貯蓄枠に達するまで貯蓄額を移転する。それでも足りない場合は、その後にCPFへの拠出や政府の給付があった場合、自動的に退職口座に割り振られる。

退職金貯蓄枠制度 (Retirement Sum Scheme) ²⁴に基づき、まず標準退職貯蓄枠 (Full Retirement Sum) のS\$186,000 (約1,488万円) が退職口座に充当される。その後、持ち家があり、かつその賃貸期間が95歳までである場合は、本人の希望により基本退職貯蓄枠 (Basic Retirement Sum) としてS\$93,000 (約744万円) を残せば、残りの貯蓄を引き出すことができる。逆にさらに年金支給を増やしたい場合は、増額退職貯蓄枠 (Enhanced Retirement Sum) を選択することもできる。

それぞれの制度でもらえる月額年金額は、基本退職貯蓄枠でS\$770~S\$830 (約6万1,600円~6万6,400円)、標準退職貯蓄枠でS\$1,430~S\$1,530 (約11万4,400円~12万2,400円)、増額退職貯蓄枠でS\$2,080~S\$2,230 (約16万6,400円~17万8,400円) となっている。

(2) CPF 制度の補完制度

ア CPF LIFE (CPF Lifelong Income For The Elderly)

退職金貯蓄枠制度はあくまでも個々の貯蓄金に基づいていることから、長生きによって給付金がなくなる可能性がある。そのリスクを軽減するためCPF LIFEとい

²⁴ 中央積立基金庁ウェブサイト

<https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/retirement/retirement-sum-scheme>

う、生きている限り毎月の支払が保証される年金保険制度が2009年に発足した²⁵。

1958年以降生まれの国民及び永住権取得者は65歳に達する6カ月前に、CPF退職口座に最低S\$60,000（約480万円）があれば自動加入となり、65歳から70歳の間スタンダード、エスカレート、基本（ベーシック）の三つの保険プランの中から選ぶことができる。70歳になってもプランを選んでいない人は、自動的にスタンダード・プランに従って支給が開始される。

スタンダード・プランが標準的な年金プランで、まず退職口座内の全額が保険料として引かれた後、そこから毎月少しずつ給付される。保険料にも最低4%の利息が付き、支払った保険料と利息がなくなった場合は、他のCPF LIFE加入者が貯めた利息から給付される。エスカレート・プランを選んだ場合、最初の給付金は少ないが、毎年2%ずつ増加していく。基本プランは2015年に行った制度改正前のプランに基づいており、他の2つのプランと比べて給付金が低く、さらに徐々に減少していく。退職口座の10%から20%が保険料として引かれ、最初は退職口座から、その後は保険料から給付される。保険料がなくなった場合も少額の給付が亡くなるまで続く。

イ 医療保険

CPF口座の一つであるメディセイブで対応できない高額な医療費が必要になった時のために備える保険として後述するメディシールドライフや、さらにメディシールドライフを補完する民間の医療保険も多数ある。CPF加入者は保険料を自分のCPFメディセイブ口座から支払うことができる。

ウ 扶養家族保護制度（Dependents' Protection Scheme: DPS）

CPF加入者が扶養家族保護制度に加入し、60歳以前に死亡または心身に障害を持つこととなった場合、家族または本人に最高S\$46,000を支給するもので、加入は任意である。掛け金は、年間S\$36～S\$260である²⁶。

エ 住宅保護制度（Home Protection Scheme）

CPFを使って公共住宅のローンを返済している全ての人に加入義務がある。購入した住宅のローンを完済するまでに加入者が死亡または心身に障害を持つこととなった場合、残りのローンに当てられることになる。なお、保障期間はローンを払い終わるか、65歳までとなる²⁷。

²⁵ 中央積立基金庁ウェブサイト

<https://www.cpf.gov.sg/members/FAQ/schemes/Retirement/CPF-LIFE/FAQDetails?category=Retirement&group=CPF%20LIFE&folderid=11646&ajfaqid=9169465>

²⁶ 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/other-matters/dependants-protection-scheme>

²⁷ 中央積立基金庁ウェブサイト

4 シンガポールの医療保障制度

(1) 医療保障制度の概要

政府は、メディセイブやそれを補完するメディシールドライフといった医療保障制度を整備しているが、保障内容や保障金額には様々な制限があり、日本の国民皆保険制度とは大きく異なるものとなっている。このようにシンガポールでは、独自の医療保障制度により、総じて医療費における政府負担を抑えていると言える。

(2) 各種医療保障制度

ア メディセイブ

既述のとおり、メディセイブは医療費支払いのための強制貯蓄の口座で、入院費や特定の外来診療費用などの医療費用のために引き出すことが出来る。具体的には、糖尿病や高血圧、脳卒中といった慢性疾患や予防接種、MRIスキャン、CTスキャン、透析治療、放射線治療、化学療法などの外来診療への適用が可能となっている。一方で、一般外来診療や外来処方箋は対象外となっている。

メディセイブの利点としては、積立金に対して4%以上の高い利息が付されることが法律で定められていること²⁸及び積立金の家族への適用が可能な点にあると言える。

イ メディシールドライフとそれを補完する民間の医療保険

メディシールドライフ (Medishield life) は、メディセイブを補完する自動加入の医療保険制度である²⁹。中央積立基金庁が運営する公的医療保険で、公立病院における入院治療や高額検査、一部の外来診療に適用でき、保険料はメディセイブ口座から支払うことができる。

ただし、メディシールドライフは公立病院の大部屋で入院した場合の金額で積算されるため、公立病院の個室に入院したり、私立病院で受診や入院をしたりする場合は、支払われる保険金だけで賄うことができない。そのため、メディシールドライフに追加して、政府が認定した民間の医療保険に任意で加入することができる³⁰。そのうち、統合シールドプラン (Integrated Shield Plan) はメディシールドライフと追加的保険が統合されているため、メディシールドライフに加入する必要がなく、民間保険会社が加入者の代わりにメディシールドライフ部分の保険料を政府に払うこととなる。

<https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/housing/home-protection-scheme>

²⁸ 中央積立基金庁ウェブサイト

<https://www.cpf.gov.sg/Assets/members/Documents/MARates2016.pdf>

²⁹ 保健省ウェブサイト <https://www.moh.gov.sg/cost-financing/healthcare-schemes-subsidies/medishield-life>

³⁰ 保健省ウェブサイト <https://www.moh.gov.sg/cost-financing/healthcare-schemes-subsidies/medishield-life/about-integrated-shield-plans>

ウ メディファンド

生活困窮者に対する医療費補助を目的とした基金で、セーフティーネットとしての位置づけである。公立病院の医療費の支払いにおける補助で、メディセイブを使用しても不足する場合のみに適用される。

(3) シンガポールの病院

ア 公立病院

公立病院は2017年からNational Health Group (NHG)、Singapore Health Services (Sing Health)、National University Health System (NUHS) の3グループがそれぞれ中部、東部、西部を担当している。一般外来診療の多くは、公立病院もしくは系列の診療所(クリニック)で行われている。

イ 民間病院

シンガポールを代表する民間病院のParkway Hospitals Singaporeは、アジア各国に病院チェーンを展開している高度な医療サービスを提供するグループで、シンガポールにはMount Elizabeth Hospital、Mount Elizabeth Novena Hospital、Gleneagles Hospital、Parkway East Hospitalの4総合病院がある。これらの病院では、医師が病院内の部屋を借りて開業する形態をとり、病院側は開業医に対して、レントゲンや手術室、病棟使用の契約を結ぶ形となっている。また、株式会社の形態を採っているため、世界中から資金の調達が可能であり、患者のニーズに合わせた質の高い医療を提供し、医療ツーリズムを一つの産業と考える政府の官民を挙げた取組により、世界中から多数の患者を集めることに成功している。

(4) パイオニア世代パッケージ³¹

2014年より政府は、シンガポールがマレーシアから独立した1965年に16歳以上だった国民(1949年以前生まれ)をシンガポール建国に大きく貢献した「パイオニア世代」と位置付け、彼らの努力に報いることを目的として「パイオニア世代パッケージ」と銘打った各種支援策を実施することを発表した。この支援の主な目的はパイオニア世代に対する医療制度の厚遇化である。

ア 外来患者に対する補助

外来患者に対する医療費や医薬品に対する基本補助に加算しての半額補助や歯科治療への補助、中度から重度の身体障害者に対する年S\$1,200(約96,000円)の支援金の支給等。

イ 医療保険料の補助とメディセイブ積立金の支給

³¹ パイオニア世代用ウェブサイト <https://www.pioneers.gov.sg/en-sg/Pages/Overview.aspx>

メディシールドライフが課す保険料の40～60%を補助金として助成し、また、メディセイブの積立金として年齢区分に応じて年S\$200～S\$800（約16,000円～64,000円）を支給。

ウ 介護保険料の補助

後述するシンガポールの介護保険制度であるケアシールド・ライフが2021年以降利用できるようになった時点で、S\$1,500（約120,000円）を加算。

(5) ムルデカ世代パッケージ

「パイオニア世代」への支援に引き続き、政府は2019年より、1965年のシンガポール独立時に6～15歳だった約50万人の1950～1959年生まれの人々をムルデカ（Merdeka、マレー語で独立の意味）世代として、下記のような各種支援施策を行うこととした³²。

ア PAssionシルバーカードへの入金補助

公共交通機関等で電子マネーとして利用できる人民協会が発行するPAssionカードの高齢者用に対してS\$100（約8,000円）を入金。

イ メディセイブ積立金の支給

メディセイブの積立金として2019～2023年にかけて毎年S\$200（約16,000円）を支給。

ウ 外来患者に対する補助

第一次医療機関等の外来患者に対する医療費や医薬品、歯科治療への補助。政府系診療所で補助金対象の診察を受けたり、医薬品を購入したりする際の最終的な個人負担額から25%を控除する。また、CHASという地域健康アシスト事業を利用できる民間診療所で風邪や咳などの一般疾患の診察を受けた場合は最大23.5%、高血圧のような慢性症状の診察に対しては最大85%の控除が受けられる。

エ 介護保険料の補助

後述するケアシールド・ライフへの加入でS\$4,000（約320,000円）を加算。

オ 医療保険料の補助

メディシールドライフが課す保険料の5%を補助金として助成。75歳以降は10%に増額。

5 各種福祉施策

³² ムルデカ世代用ウェブサイト <https://www.merdeka.sg/en/benefits>

(1) 高齢者

ア アクションプラン

高齢社会への急速な移行が予想されるシンガポールでは、高齢化に関する関係省庁連絡会議（MCA）を2007年に設立した。首相府の大臣が議長をつとめ、関係省庁の大臣クラスがメンバーとなり、社会・家族開発省が事務局を担っている。

近年の高齢者福祉政策の中で、特に力を入れているのが「家族互助」及び「地域互助」であり、関係省庁連絡会議が2016年2月に公表したアクションプランの中で、高齢者政策について“successfully ageing”という方針を発表した³³。この方針の中で政府は最終目標として①Opportunities for all ages（すべての世代に機会の提供を）、②Kampong³⁴ for all ages（あらゆる世代が助け合うコミュニティの創出）、③City for all ages（誰もが住みよい街へ）、という3つを掲げている。

この目標を実現すべく、高齢者が出来る限り地域社会において健康で、活動的に、安全に生活できるような施策を充実させながら、介護が本当に必要な状態となった場合には、身近で、手の届く程度の負担で利用できる質の高い介護を提供できるようにすることを目指している。

(ア) Opportunities for all ages

すべての世代に機会を提供する取組として、①再就職年齢を65歳から67歳へ引き上げ、②健康診断や健康に対する意識を高めるため40歳以上の労働者を対象とした職場健康プログラムを実施する、③高齢者向け生涯教育支援としてナショナル・シルバー・アカデミーを開設する、④高齢者の知識と経験を活かすためシニアボランティアをさらに50,000人増加させることなどが挙げられている³⁵。

なお、①の再就職年齢引き上げについては2017年に実施済みであるが、2019年8月に行われた独立記念集会において、首相が退職年齢を現在の62歳から2022年に63歳に、2030年までに65歳まで引き上げ、再就職年齢についても、現在の67歳から2022年に68歳に、2030年までに70歳まで引き上げることを表明している³⁶。

(イ) Kampong for all ages

あらゆる世代が助け合うコミュニティ創出の取組として、①公共住宅に高齢者活動センター（Senior Activity Centre）を設置して低所得高齢者のニーズに応じて支援する、②約50の地域で家庭訪問プログラムを実施し、高齢者の社会からの孤立防止する、③世代間交流を促進するため、高齢者施設と保育施設の複合施設を新設

³³ 保健省ウェブサイト <https://www.moh.gov.sg/ifeelyoungsg/about/what-is-the-action-plan-about>

³⁴ マレー語で「村」の意

³⁵ 保健省“アクションプラン”（2016年）p.30-51

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider3/action-plan/action-plan.pdf>

³⁶ 首相府ウェブサイト <https://www.pmo.gov.sg/Newsroom/National-Day-Rally-2019>

することなどが挙げられている³⁷。

(ウ) City for all ages

誰もが住みよい街に関する取組として、①2020年までにコミュニティ病院³⁸のベッド数を2015年から2020年までの間に2倍に増設する、②介護付き老人ホームの受入れ能力を50%拡大する、③制限速度時速40km以下の道路であるシルバーゾーンを35か所新設する、④歩道橋を利用するためのリフトを41か所増設することなどが挙げられている³⁹。

イ 介護保険制度

シンガポールの介護保険制度は、規定された6つの日常生活上の行為⁴⁰のうち3つ以上ができなくなった者に対する定額の現金給付である。

2002年に最初に創設された介護保険制度であるエルダー・シールドは、40歳を超えた時点で一旦加入が義務付けられるが辞退可能であり、保障金額は加入時期によるが月S\$300（約24,000円）を最大5年間または月S\$400（約32,000円）を最大6年間であった。

その後、2007年に制度改革が行われ、基本サービス保険であるエルダー・シールドに加えて、政府が承認した3つの保険会社が提供するエルダー・シールド・サブリメントに追加加入することで、より広い保障が得られるようになった⁴¹。

2020年10月からは、保証金額・期間が手厚くなった強制加入のケアシールド・ライフ（CareShield Life）に年齢に応じて順次移行している⁴²。運用主体が民間保険会社から政府に変わり、例えば、1980年生まれのシンガポール国民が月額給与S\$2,601（約20万8000円）以上で公共住宅居住だった場合、2020年時点でS\$18.75（約1,500円）、2025年時点でS\$27.16（約2,173円）の月額保険料を支払うと、対象状態にある限り月S\$600（約48,000円、毎年2%ずつ上げる予定）が支払われる制度に拡充された。

ウ 家族との同居推進政策

高齢者の家族間によるケアを維持するため、政府は多世代の同居を推奨しており、同居世帯には所得税控除などのインセンティブを付与している。介護施設と保

³⁷ 保健省“アクションプラン”（2016年）p.52-61

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider3/action-plan/action-plan.pdf>

³⁸ 総合病院での入院治療を必要としないが、退院後も継続的な治療とリハビリが必要な患者に医療サービスを提供する病院

³⁹ 保健省“アクションプラン”（2016年）p.62-79

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider3/action-plan/action-plan.pdf>

⁴⁰ 風呂やシャワー、着替え、食事、トイレ、移動、ベッド起き上がりの6つ

⁴¹ ヘルスハブウェブサイト <https://www.healthhub.sg/a-z/costs-and-financing/8/eldersshield>

⁴² ケアシールド・ライフウェブサイト <https://www.careshieldlife.gov.sg/home.html>

育園を公共住宅付近に設立し、子どもが成人して結婚後に新居として公共住宅を親の住居の近くに購入する際には、政府が補助金を支給している。

(2) 少子化対策

ア 婚活支援

婚活支援プログラムは、社会・家族開発省の家族開発部家族サービス課の1係である社会開発ネットワーク(Social Development Network: SDN)が提供しており、社会開発ネットワークのウェブサイトでは、出会いの場である夕食会やダンスパーティなど様々なデートイベントの告知に加え、デートマニュアルなども公開している⁴³。社会開発ネットワークへの登録は無料だが、イベント参加は有料で、登録後は他の登録者とチャットをすることができる。民間の結婚紹介所が登録者向けのイベントを企画する際は、上限S\$50,000(約400万円)が補助される。

別の政府機関である結婚登録局(Registry of Marriages: ROM)では、結婚準備のためのプログラムに参加したカップルにS\$70(約5,600円)が補助される⁴⁴。

イ 住宅支援

国民の9割が住む公共住宅の申込みの際に結婚を促進するインセンティブが盛り込まれているほか、16歳以下の子どもを持つ家庭も優先的に申し込むことのできる権利が与えられている(Parenthood Priority Scheme: PPS)。親の住宅に隣接した住宅を既婚子女に優先的に割り当て、保育支援を推奨する制度等もある

(Married Child Priority Scheme: MCPS)。費用面においても、初回購入者に対してはその収入に応じS\$5,000~S\$80,000(約40万~640万円)の補助金を政府が支給している⁴⁵。

ウ 出産支援

出産前の医療費をメディセイブから最大S\$900(約7万2千円)引き出し可能な制度や、子どもがいない夫婦に対して不妊治療に係る助成金制度(上限6回)を設けている⁴⁶。

エ 保育・養育支援

2001年に2人目以降の子どもが生まれた家庭に対する補助金として支給が始まったベビーボーナスには現在、2015年1月1日以降に生まれた子どもに対するベビーボーナス現金支給とベビーボーナス子ども育成口座がある。前者は出生順位に応じ

⁴³ 社会開発ネットワークウェブサイト <https://www.sdn.sg/pages/home.aspx>

⁴⁴ 結婚登録局ウェブサイト https://www.rom.gov.sg/resources/rom_marrProgram.asp

⁴⁵ 住宅開発庁ウェブサイト <https://www.hdb.gov.sg/cs/infoweb/residential/buying-a-flat/new/eligibility/priority-schemes>

⁴⁶ 保健省ウェブサイト <https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/more-support-for-childhood-preventive-healthcare-and-fertility-treatments>

て現金を支給する制度で、後者は子どものために開設した口座（Child Development Account: CDA）に親が預金した額と同額が一定額を上限として振り込まれる制度で、政府が認定した幼稚園や病院等の教育費や医療費に活用することができる⁴⁷。この口座は、以前は子どもが6歳になるまでしか利用できなかったが、2013年1月からは子どもが12歳になるまで利用できるよう制度が見直された⁴⁸。

図表5 ベビーボーナス支給額（2020年現在）

支払スケジュール	第1子、第2子	第3子以降
出生登録後かベビーボーナス加入後	S\$3,000	S\$4,000
生後6か月	S\$1,500	S\$2,000
生後12か月	S\$1,500	S\$2,000
生後15か月	S\$1,000	S\$1,000
生後18か月	S\$1,000	S\$1,000
支払額合計	S\$8,000	S\$10,000

出典：ベビーボーナスウェブサイト⁴⁹

オ 税金控除

内国歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore: IRAS）に申告した場合、下記の控除が適用される。

（ア）扶養子ども控除（Qualifying Child Relief）

16歳未満もしくは大学等に在籍しているシンガポール国籍の子どもを持つ父親または母親のいずれかに対して、子ども1人につきS\$4,000が所得から控除される⁵⁰。

（イ）就業母親子ども控除

ワーキングマザーに対して、第1子に対して収入の15%、第2子には収入の

⁴⁷ 社会・家族開発省ウェブサイト

https://www.babybonus.msf.gov.sg/parent/web/about?_afrLoop=45835499568878685&_afrWindowMode=0&_afrWindowId=null#%40%3F_afrWindowId%3Dnull%26_afrLoop%3D45835499568878685%26_afrWindowMode%3D0%26_adf.ctrl-state%3Ddkaictv5a_4

⁴⁸ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Child-Development-Account-Extended-by-6-Years-to-Better-Support-Needs-of-Children.aspx>

⁴⁹ <https://va.ecitizen.gov.sg/cfp/customerpages/msf/bb/explorefaq.aspx>

⁵⁰ 内国歳入庁ウェブサイト

<https://www.iras.gov.sg/IRASHome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/Deductions-for-Individuals/Qualifying-Child-Relief--QCR--/-Handicapped-Child-Relief-HCR-/>

20%、第3子以降では収入の25%が所得から控除される⁵¹。

(ウ) 祖父母控除

12歳以下のシンガポール国籍の子どもを持つワーキングマザーに対して、就業している女性が子どもの保育を祖父母に頼んだ場合にS\$3,000が所得から控除される⁵²。

(エ) 外国人メイド控除

既婚者または子どもを持つ女性が外国人メイドを雇用した場合、一定額が所得から控除される⁵³。

カ ワーク・ライフ・ハーモニー支援

出産休業（16週間の有給休暇）や父親育児休業（出生から16週間以内に、連続して2週間の有給休暇）、乳児保育休暇（2歳以下の子どもを有する場合、年間6日の無給休暇）、養子休業（12カ月以内の新生児を養子にした場合、12週間の有給休暇）等が設けられている。2017年からは、親としての責任を夫婦間でシェアするため、女性に与えられている16週間の出産休業のうち、4週間までを夫婦でシェアすることが可能になった⁵⁴。

また、ワークライフバランスの基準を導入する企業や柔軟な勤務形態を導入する企業へ助成が行われている。

キ 乳児、保育園児補助金（Government Subsidies for Infant Care and Child Care）

生後2カ月から6歳までを対象とした保育園入園費用の補助金制度で、政府の認可を受けた保育園に入園する場合に適応される。申請者の雇用状況と託児時間等によってS\$150からS\$600の基本補助金と、低所得世帯に追加的補助金が支給される

⁵¹ 内国歳入庁ウェブサイト

<https://www.iras.gov.sg/irashome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/Deductions-for-Individuals/Working-Mother-s-Child-Relief--WMCR/>

⁵² 内国歳入庁ウェブサイト

[https://www.iras.gov.sg/irashome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/Deductions-for-Individuals/Grandparent-Caregiver-Relief/#:~:text=the%20qualifying%20conditions.-,Amount%20of%20Grandparent%20Caregiver%20Relief%20\(GCR\),or%20grandparent%2Din%2Dlaw.&text=Your%20parents%20are%20looking%20after,you%20can%20claim%20is%20%243%2C000.](https://www.iras.gov.sg/irashome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/Deductions-for-Individuals/Grandparent-Caregiver-Relief/#:~:text=the%20qualifying%20conditions.-,Amount%20of%20Grandparent%20Caregiver%20Relief%20(GCR),or%20grandparent%2Din%2Dlaw.&text=Your%20parents%20are%20looking%20after,you%20can%20claim%20is%20%243%2C000.)

⁵³ 内国歳入庁ウェブサイト <https://www.iras.gov.sg/irashome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/Deductions-for-Individuals--Reliefs--Expenses--Donations/>

⁵⁴ メイドフォーファミリーウェブサイト <https://www.madeforfamilies.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/comprehensive-support-infographic.pdf>

⁵⁵。例えば乳児（満2カ月から1歳半未満）を保育園に入園させる場合は最低S\$600、幼児（1歳半～7歳未満）を保育園に入園させる場合は最低S\$300が、それぞれ働いている母親に対して毎月支給される⁵⁶。

なお、児童保育園の定員については、2012年から2020年にかけて50%増加させ180,000人まで増やしており⁵⁷、未就学児が政府系保育園に入園できる割合を、現在の50%から2025年ごろまでに80%まで拡大する予定である⁵⁸。

ク 幼稚園費用補助金（Kindergarten Fee Assistance Scheme: KiFAS）

低・中所得世帯の子どもが幼稚園に通うための補助金制度で、公立幼稚園に通う子どもがいる1カ月あたりの家計収入がS\$12,000以下か1人あたりの総収入がS\$3,000以下の世帯に、家計収入や扶養家族の数に応じてS\$21からS\$170の入園補助金が支給される⁵⁹。

（3）家庭関係

ア 両親扶養法（The Maintenance of Parents Act (chapter 167B)）

1995年に制定され、60歳以上の自活できない両親の扶養をその子どもに義務付けるものである。さらに1996年6月には、子どもに対し扶養の強制を図る裁定機関として「家族扶養裁判所」が設置された。子どもが高齢の両親を扶養する能力があるにもかかわらず扶養しない場合、両親の申し立てにより同裁判所が扶養にかかる審議を行う。裁判所が扶養可能と判断した場合、裁判所の命令として扶養の義務を負うことになる⁶⁰。

イ ファミリー・サービス・センター（Family Service Centres）

家庭に対して様々なサービスを提供する機関として1991年に導入された地域社会レベルの施設である。子どもから高齢者まで、それぞれの年代に向けた各種プログラムや、ソーシャルワーカーによるカウンセリングなどを実施している。社会・家

⁵⁵ 子ども開発庁ウェブサイト <https://www.ecda.gov.sg/Pages/Subsidies-and-Financial-Assistance.aspx>

⁵⁶ メイドフォーファミリーウェブサイト <https://www.madeforfamilies.gov.sg/raising-families/subsidies-for-preschool>

⁵⁷ 子ども開発庁ウェブサイト <https://www.ecda.gov.sg/PressReleases/Pages/Enhanced-support-for-preschool-operators-and-families.aspx>

⁵⁸ 子ども開発庁ウェブサイト <https://www.ecda.gov.sg/PressReleases/Pages/More-Families-to-Benefit-from-Lower-Fee-Caps-at-324-Childcare-Centres-Appointed-as-Partner-Operators.aspx>

⁵⁹ 子ども開発庁ウェブサイト <https://www.ecda.gov.sg/Pages/Subsidies-and-Financial-Assistance.aspx>

⁶⁰ 社会・家族開発省ウェブサイト [https://www.msf.gov.sg/policies/Helping-the-Needy-and-Vulnerable/Supporting-Vulnerable-Elderly/Seeking-Maintenance-from-Children/Pages/The-Maintenance-of-Parents-Act.aspx#:~:text=The%20Maintenance%20of%20Parents%20Act%20\(Cap%20167B\)%20provides%20elderly%20or,but%20are%20not%20doing%20so.](https://www.msf.gov.sg/policies/Helping-the-Needy-and-Vulnerable/Supporting-Vulnerable-Elderly/Seeking-Maintenance-from-Children/Pages/The-Maintenance-of-Parents-Act.aspx#:~:text=The%20Maintenance%20of%20Parents%20Act%20(Cap%20167B)%20provides%20elderly%20or,but%20are%20not%20doing%20so.)

族開発省、国家社会福祉審議会、共同基金及び公営賭博管理庁の支援を受け、社会福祉機関（SSA）によって運営されている。2013年7月より社会・家族開発省が監督庁となっている。2020年9月現在、全国で47施設がある⁶¹。

（4）青少年保護（児童虐待対策を含む）

ア 学童保育センター（Student Care Centres: SCCs）

子ども達の両親の多くは共働きであり、学校が終わると子どもは家庭や学校の目の届かないところにいることになる。そのため、この時間帯に学齢期の子ども（7歳から14歳）を預かり、宿題や遊びを監督したり、レクリエーション活動を提供したりする施設として、2019年現在全国で423か所以上が設置されている⁶²。

なお、社会・家族開発省は、両親がともに月56時間以上働き、1カ月あたりの総家計収入がS\$4,500以下または1人あたりの総収入がS\$1,125以下の家庭に対し、家計収入や扶養家族の数に応じて補助金が支給する制度（Student Care Fee Assistance: SCFA）を設けており、また、子ども1人につき1回限り制服や保険等の支払いとして使えるS\$400（約32,000円）の補助も用意されている⁶³。

イ 児童虐待対策等

社会・家族開発省が中心となり、警察やボランティア団体等と連携を取りながら、児童や青少年を虐待から守る努力をしている。また、里親制度（Fostering Scheme）⁶⁴や、慈善団体によって運営される子どもの家（Children's Homes）⁶⁵により、保護者の病気、虐待や育児放棄等により養育に欠ける子どもの保護を図っている。

なお、里親へは子ども一人あたり、月S\$936（約74,880円）、特別なサポートが必要な子どもの場合は月S\$1,114（約89,120円）を支給しており、2019年6月現在、成立数は510組となっている⁶⁶。

（5）低所得者・生活困窮者

⁶¹ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Supporting-Families/Pages/Family-Service-Centres.aspx>

⁶² 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/research-and-data/Research-and-Statistics/Pages/Family-Services-Statistics-on-Student-Care-Centres.aspx>

⁶³ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/Comcare/Pages/ComCare-Student-Care-Subsidies.aspx>

⁶⁴ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/Fostering/Pages/About-the-Fostering-Scheme.aspx>

⁶⁵ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Nurturing-and-Protecting-the-Young/Child-Protection-Welfare/Pages/Children-and-Young-Persons-Homes.aspx>

⁶⁶ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Number-of-children-in-foster-care-and-number-of-registered-foster-parents-in-the-last-three-years.aspx>

ア コムケア・スキーム

低所得者・生活困窮者への主要政策としてコムケア・スキーム（ComCare Schemes）が挙げられる。対象は世帯収入が月額S\$1,900（約15万2,000円）以下または世帯一人あたり収入がS\$650（約52,000円）以下の世帯となっている⁶⁷。

コムケア・スキームに基づく支援は、2005年に政府からのS\$2.5億（約200億円）の資金により創設されたコムケア・ファンド（Community Care Endowment Fund（“ComCare Fund”））によって支給されている。その後も政府からの支出により積み増し、2020年3月現在で積立金は約S\$19億（約1,520億円）となっている⁶⁸。

（ア） 長期支援（ComCare Long Term Assistance）

高齢や病気などの理由で働くことができない者、子どもたちから援助を受けられない者などを対象とした長期的に援助を実施する制度で、家族規模に応じて月額S\$600（単身者）～S\$1,750（4人家族以上）（約48,000円～14万円）の現金を給付する。子どもがいる家庭には子ども一人につき、さらに追加でS\$150（約12,000円）が支給されるほか、無料の医療サービスが受けられ、教育費も補助される。また、大人のおむつや栄養補助食品の購入等に対しても補助がある。対象者は2019年度時点で4,156世帯と4,373個人で、支出額はS\$2,590万（約21億円）となっている⁶⁹。

（イ） 短期中期支援（Short-To-Medium Term Assistance）

一時的に働くことができない者や子どもや高齢者などの身のまわりの家族を世話しなければならない者に対して支援を実施する短期から中期的な援助制度で、医療費の補助に加え、公共料金や家計に最低限必要な額の月額も補助する。このほか、受給者の就職や職業訓練に対する支援も実施する。対象者は2019年度時点で28,807世帯と64,380個人で、支出額はS\$1億293万（約82億円）となっている⁷⁰。

（ウ） 緊急財政支援（Interim Assistance）

3カ月以内に緊急かつ迅速な支援が必要な者を対象とする財政的援助制度で、現金やバウチャーを支給するほか、食糧の配給も支援メニューに含まれることが特徴

⁶⁷ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/Comcare/Pages/Public-Assistance.aspx>

⁶⁸ コムケア・スキーム年次報告書（2019年度）p.5
<https://www.msf.gov.sg/publications/Documents/FY19%20ComCare%20Annual%20Report.pdf>

⁶⁹ コムケア・スキーム年次報告書（2019年度）p.5
<https://www.msf.gov.sg/publications/Documents/FY19%20ComCare%20Annual%20Report.pdf>

⁷⁰ コムケア・スキーム年次報告書（2019年度）p.5
<https://www.msf.gov.sg/publications/Documents/FY19%20ComCare%20Annual%20Report.pdf>

となっている。

イ その他の施策

(ア) 持ち家プラス教育事業 (Home Ownership Plus Education Scheme: HOPE)

低所得家庭の収入を子どもの教育に集中させることにより、貧困の連鎖から脱却させることを目指す制度で2004年1月から導入されている。1カ月あたりの総家計収入がS\$1,700 (約13万6,000円) 以下の家庭かつ、家庭内に子どもが最低1人、子どもの母親が18歳から35歳までの家庭が対象で、この制度が適用される家庭は、教育費の補助 (就学前教育～大学まで)、住宅ローン補助金、親のスキルアップのための補助金等の受給が可能となっている⁷¹。

(イ) 地域健康アシスト事業 (Community Health Assist Scheme: CHAS)

一般疾病通院費、特定の歯科治療費、基礎健康診断費の控除を受けることができる制度で、国民全員が対象だが、世帯月収および住宅の年間評価額によって、控除額が変わる⁷²。2020年11月時点では国内の1,893か所の民間医療施設で利用可能となっている⁷³。

(ウ) 福祉の家 (Welfare Homes)

困窮者法のもと、生活貧困者のケア、受入、リハビリのために設置された「福祉の家」が国内に10カ所程度ある。これらの施設は社会福祉機関が運営し、困窮者法の条項を満たせば福祉施設へ入ることとされており、2018年には1,197人 (男性958人、女性239人) が入居中である⁷⁴。

(6) 障害者

障害者がポテンシャルを最大限発揮できるような社会の形成、障害者のさらなる雇用の拡充、社会に必要不可欠な人材として社会参加を可能にするような思いやりのある共生社会の形成等を目的として、政府はこれまで、第1次マスタープラン (1st enabling masterplan)、第2次マスタープランを通じて、国内の公共交通機関等物理的な面を障害者が利用しやすいものにし、早期の障害者支援、教育、住宅設備や成人ケアの分野においても見直しを行ってきた。

2016年に策定した第3次マスタープランでは、2017年以降の5年間で社会的な受け入れ態勢の強化、障害者理解の促進、雇用機会を増やすことに焦点を置くという政

⁷¹ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/assistance/Pages/Home-Ownership-Plus-Education-HOPE-Scheme.aspx>

⁷² 地域健康アシスト事業ウェブサイト <https://www.chas.sg/content.aspx?id=303>

⁷³ 地域健康アシスト事業ウェブサイト https://www.chas.sg/clinic_locator.aspx?id=90

⁷⁴ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/research-and-data/Research-and-Statistics/Pages/Residents-in-Government-Welfare-Homes.aspx>

府の方針が示されている。第3次マスタープランの内容は以下のとおり大きく4つに分けられる。

ア 障害者の生活の質の向上

必要なサポートは人それぞれ異なり、また、ライフステージによって変化していくため、ライフステージに応じた様々なニーズに応える。教育においては、障害のある子どもも義務教育を受けられるようにするなど、より質の高い教育機会を提供するほか、雇用機会を改善するような体制を整備することとしている⁷⁵。

イ 介護者へのサポート体制の強化

介護者は、障害者を社会とつなぐためのキーパーソンであるため、介護者がより効果的に障害者ケアを出来るよう支援し、障害者がより良いケアを受けられるよう支援していく⁷⁶。

ウ コミュニティの形成

障害者に対してより良いサポートを提供することを目的に、コミュニティにおいて障害者をサポートするためのボランティアを集め、サービスの質を高めるために介護者の能力を向上させる。また、障害者サービスを促進し、より良いコーディネートを可能にするために関連データを収集するとともに、それを障害者のニーズに応えるための技術革新に活用する⁷⁷。

エ 共生社会の形成

障害者自身が社会の一員であると感じられるよう支援し、社会参加を促すとともに、健常者が障害者と積極的に関わる姿勢を持ち、彼ら彼女らと関わるための知識を持つ⁷⁸。

6 今後の課題

シンガポールの“自助”を前提とした福祉・社会保障政策はこれまでのところ、うまく機能していると言える。しかし、社会を取り巻く環境の変化により、今後は、適宜修正を加えていくことが必要となってくるものと考えられる。特に問題となるのは、第一に少子化・高齢化社会への対応である。2019年の合計特殊出生率は1.14であり、

⁷⁵ 第3次マスタープラン p.30-69 https://www.ncss.gov.sg/NCSS/media/NCSS-Documents-and-Forms/EM3-Final_Report_20161219.pdf

⁷⁶ 第3次マスタープラン p.70-91 https://www.ncss.gov.sg/NCSS/media/NCSS-Documents-and-Forms/EM3-Final_Report_20161219.pdf

⁷⁷ 第3次マスタープラン p.92-109 https://www.ncss.gov.sg/NCSS/media/NCSS-Documents-and-Forms/EM3-Final_Report_20161219.pdf

⁷⁸ 第3次マスタープラン p.110-131 https://www.ncss.gov.sg/NCSS/media/NCSS-Documents-and-Forms/EM3-Final_Report_20161219.pdf

2年連続で過去最低を記録している⁷⁹。一方、65歳以上人口の全人口に占める割合は2000年の7.2%から2019年は14.4%と7.2ポイント増加している⁸⁰。また、社会・家族開発省によると、2030年には65歳以上の人口が国民の4人に1人である90万人となる見込みで⁸¹、少子化・高齢化対策は政府の最重要課題の一つに位置づけられている。

第二に国民の所得格差の問題である。国民の生活レベルが向上するにつれ、所得格差が拡大し、政府の自助を原則とした福祉・社会保障政策は、各自の蓄えにより受けられるサービスが大きく異なるため、所得格差はそのまま老後や不慮の事故への備えの差になってくる。

最後は社会福祉活動の担い手の慢性的な不足の問題である。少子化・高齢化の進展により労働人口が減少する中で、高齢者介護サービスに対する需要は近年ますます高まりつつあるため、今後は福祉の担い手の人材育成や人材確保に注力していく必要がある。

これまで、政府は経済成長を優先し、国民一人一人が勤勉に働き、自分のことは自分で支えつつ、家族を養っていく社会を目指し、成功してきたといえる。しかし、今後は経済先進国として、自助・互助の精神を軸とした福祉・社会保障政策を維持しつつも、上記のような新たな問題を解決する必要に迫られる段階にきていると言える。

⁷⁹ シンガポール統計局ウェブサイト

<https://www.singstat.gov.sg/modules/infographics/total-fertility-rate>

⁸⁰ シンガポール統計局ウェブサイト <https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/population/population-and-population-structure/latest-data>

⁸¹ シンガポールの人口ウェブサイト <https://www.population.sg/articles/older-singaporeans-to-double-by-2030>

<参考ウェブサイト>

○社会・家族開発省

(<https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-organisation/Pages/history-and-milestones.aspx>)

(<https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-organisation/Pages/mission-and-values.aspx>)

(<https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-people/Pages/Organisation-Chart.aspx>)

(<https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-organisation/Statutory-Boards-and-Councils/Councils-under-MSF/Pages/Families-for-Life.aspx>)

(<https://www.msf.gov.sg/policies/Social-Service-Agencies/Pages/default.aspx>)

([https://www.msf.gov.sg/policies/Helping-the-Needy-and-Vulnerable/Supporting-Vulnerable-Elderly/Seeking-Maintenance-from-Children/Pages/The-Maintenance-of-Parents-Act.aspx#:~:text=The%20Maintenance%20of%20Parents%20Act%20\(Cap%20167B\)%20provides%20elderly%20or,but%20are%20not%20doing%20so.](https://www.msf.gov.sg/policies/Helping-the-Needy-and-Vulnerable/Supporting-Vulnerable-Elderly/Seeking-Maintenance-from-Children/Pages/The-Maintenance-of-Parents-Act.aspx#:~:text=The%20Maintenance%20of%20Parents%20Act%20(Cap%20167B)%20provides%20elderly%20or,but%20are%20not%20doing%20so.))

(<https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Supporting-Families/Pages/Family-Service-Centres.aspx>)

(<https://www.msf.gov.sg/research-and-data/Research-and-Statistics/Pages/Family-Services-Statistics-on-Student-Care-Centres.aspx>)

(<https://www.msf.gov.sg/Comcare/Pages/ComCare-Student-Care-Subsidies.aspx>)

(<https://www.msf.gov.sg/Fostering/Pages/About-the-Fostering-Scheme.aspx>)

(<https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Nurturing-and-Protecting-the-Young/Child-Protection-Welfare/Pages/Children-and-Young-Persons-Homes.aspx>)

(<https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Number-of-children-in-foster-care-and-number-of-registered-foster-parents-in-the-last-three-years.aspx>)

(<https://www.msf.gov.sg/Comcare/Pages/Public-Assistance.aspx>)

(<https://www.msf.gov.sg/assistance/Pages/Home-Ownership-Plus-Education-HOPE-Scheme.aspx>)

(<https://www.msf.gov.sg/publications/Pages/ComCare-Annual-Reports.aspx>)

(<https://www.msf.gov.sg/research-and-data/Research-and-Statistics/Pages/Residents-in-Government-Welfare-Homes.aspx>)

(https://www.babybonus.msf.gov.sg/parent/web/about?_afrLoop=45835499568878685&_afrWindowMode=0&_afrWindowId=null#%40%3F_afrWindowId%3Dnull%26_afrLoop%3D45835499568878685%26_afrWindowMode%3D0%26_adf.ctrl-state%3Ddkaietv5a_4)

- シンガポール首相府選挙局
(https://www.eld.gov.sg/elections_past_parliamentary1959.html)
- 人民協会
(<https://www.pa.gov.sg/our-network/about-us/our-history#:~:text=On%201%20July%201960%2C%20the,formed%20Community%20Centre%20Management%20Committees.>)
- 国家社会福祉審議会
(<https://www.ncss.gov.sg/Who-We-Are/Our-Organisation>)
(<https://www.ncss.gov.sg/Who-We-Are/Our-Mission>)
(<https://www.ncss.gov.sg/Press-Room/Social-Service-Institute/Press-Releases/Detail-Page?id=Social-Service-Sector-Manpower-Projected-to-Grow-t>)
- 子ども開発庁
(<https://www.ecda.gov.sg/pages/aboutus.aspx>)
(<https://www.ecda.gov.sg/PressReleases/Pages/Enhanced-support-for-preschool-operators-and-families.aspx>)
(<https://www.ecda.gov.sg/PressReleases/Pages/More-Families-to-Benefit-from-Lower-Fee-Caps-at-324-Childcare-Centres-Appointed-as-Partner-Operators.aspx>)
(<https://www.ecda.gov.sg/Pages/Subsidies-and-Financial-Assistance.aspx>)
- 人生のための家族協議会
(<https://www.familiesforlife.sg/about-ffl/Pages/default.aspx>)
- 国立図書館庁
(<https://eresources.nlb.gov.sg/history/events/c2330166-bd07-4266-a073-11e8d8efa4e8#:~:text=Introduced%20in%201953%20before%20coming,salary%20to%20the%20provident%20fund.>)
- 中央積立基金庁
(<https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/annual-report>)
(<https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/board-members>)
(<https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/other-matters/cpf-contribution-for-employees>)
(<https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/self-employed-scheme/self-employed-matters>)
(<https://www.cpf.gov.sg/employers/employerguides/employer-guides/paying-cpf-contributions/cpf-contribution-and-allocation-rates>)
(<https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/cpf-interest-rates>)
(<https://www.cpf.gov.sg/members/FAQ/schemes/healthcare/medisave/FAQDetails?category=Healthcare&group=MediSave&ajfaqid=2189349&folderid=12917#:~:text=If%20you%20have%20not%20turned,your%20age%20>

5.)

(<https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/retirement/retirement-sum-scheme>)

(<https://www.cpf.gov.sg/members/FAQ/schemes/Retirement/CPF-LIFE/FAQDetails?category=Retirement&group=CPF%20LIFE&folderid=11646&ajfaqid=9169465>)

(<https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/other-matters/dependants-protection-scheme>)

(<https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/housing/home-protection-scheme>)

(<https://www.cpf.gov.sg/Assets/members/Documents/MARates2016.pdf>)

○シンガポール政府データベース

(https://data.gov.sg/dataset/contribution-rates-allocation-rates-and-applicable-wage-ceiling?resource_id=65db3d22-9b16-43a3-8d4b-a2133043a78b)

○首相府ウェブサイト

(<https://www.pmo.gov.sg/Newsroom/National-Day-Rally-2019>)

○保健省

(<https://www.moh.gov.sg/cost-financing/healthcare-schemes-subsidies/medishield-life>)

(<https://www.moh.gov.sg/cost-financing/healthcare-schemes-subsidies/medishield-life/about-integrated-shield-plans>)

(<https://www.moh.gov.sg/ifeelyoungsg/about/what-is-the-action-plan-about>)

(<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/more-support-for-childhood-preventive-healthcare-and-fertility-treatments>)

○パイオニア世代用ウェブサイト

(<https://www.pioneers.gov.sg/en-sg/Pages/Overview.aspx>)

○ムルデカ世代用ウェブサイト

(<https://www.merdeka-generation.sg/en/benefits>)

○保健省 “アクションプラン” (2016年) p.30-79

(<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider3/action-plan/action-plan.pdf>)

○ヘルスハブ

(<https://www.healthhub.sg/a-z/costs-and-financing/8/eldersshield>)

○ケアシールド・ライフ

(<https://www.careshieldlife.gov.sg/home.html>)

○コムケア・スキーム年次報告書 (2019年度) p.5

(<https://www.msf.gov.sg/publications/Documents/FY19%20ComCare%20Annual%20Report.pdf>)

○地域健康アシスト事業

- (<https://www.chas.sg/content.aspx?id=303>)
(https://www.chas.sg/clinic_locator.aspx?id=90)
- 第3次マスタープランp.30-131
(https://www.ncss.gov.sg/NCSS/media/NCSS-Documents-and-Forms/EM3-Final_Report_20161219.pdf)
 - 社会開発ネットワーク
(<https://www.sdn.sg/pages/home.aspx>)
 - 結婚登録局
(https://www.rom.gov.sg/resources/rom_marrProgram.asp)
 - 住宅開発庁
(<https://www.hdb.gov.sg/cs/infoweb/residential/buying-a-flat/new/eligibility/priority-schemes>)
 - 内国歳入庁
(<https://www.iras.gov.sg/irashome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/Deductions-for-Individuals--Reliefs--Expenses--Donations-/>)
 - ベビーボーナス
(<https://va.ecitizen.gov.sg/cfp/customerpages/msf/bb/explorefaq.aspx>)
 - メイドフォーファミリー
(<https://www.madeforfamilies.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/comprehensive-support-infographic.pdf>)
(<https://www.madeforfamilies.gov.sg/raising-families/subsidies-for-preschool>)
 - シンガポール統計局
(<https://www.singstat.gov.sg/modules/infographics/total-fertility-rate>)
(<https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/population/population-and-population-structure/latest-data>)
 - シンガポールの人口
(<https://www.population.sg/articles/older-singaporeans-to-double-by-2030>)

【執筆】

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所
所長補佐 今井 秀敏

【監修】

所 長 天利 和紀
調 査 役 池上 卓久
所長補佐 茂木 洋平